

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第2区分
【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公開番号】特開2019-29371(P2019-29371A)
【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)
【年通号数】公開・登録公報2019-007
【出願番号】特願2017-143617(P2017-143617)
【国際特許分類】

H 0 5 K 5/00 (2006.01)

H 0 5 K 7/00 (2006.01)

H 0 5 K 5/02 (2006.01)

H 0 1 R 4/32 (2006.01)

【F I】

H 0 5 K 5/00 A

H 0 5 K 7/00 L

H 0 5 K 5/02 Q

H 0 1 R 4/32

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月16日(2020.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1部材および第2部材を含む筐体と、
前記第1部材および前記第2部材のうちの少なくとも一方と結合された導電性の結合部材と、
前記筐体に収容され、前記結合部材と導通する導体を含む回路を有する基板とを備えた電子機器。

【請求項2】

前記導体は、前記結合部材が挿通される座金を介して前記結合部材と導通している請求項1記載の電子機器。

【請求項3】

前記座金は、弾性部分を有している請求項2記載の電子機器。

【請求項4】

前記結合部材は、前記第1部材と前記第2部材とを結合し、
前記第1部材は、前記結合部材が取り付けられる取付穴と、前記座金と対向すると共に前記取付穴を取り囲む対向面とを含む台座を有し、
前記結合部材の締め付け方向における前記対向面と前記第2部材との間隔は、前記結合部材の締め付け方向と直交する方向において前記台座の外側から前記取付穴へ近づくほど広がっている

請求項2記載の電子機器。

【請求項5】

前記座金は、弾性部分を有しており、
前記対向面は、前記結合部材の締め付け方向において前記弾性部分と重なり合うように

配置されている

請求項 4 記載の電子機器。

【請求項 6】

前記結合部材は、前記筐体の外側に露出した露出部を有する

請求項 1 記載の電子機器。

【請求項 7】

前記結合部材は、前記第 1 部材と前記基板とを結合し、

前記第 1 部材は、前記結合部材が取り付けられる取付穴と、前記座金と対向すると共に前記取付穴を取り囲む対向面とを含む台座を有し、

前記結合部材の締め付け方向における前記対向面と前記基板との間隔は、前記結合部材の締め付け方向と直交する方向において前記台座の外側から前記取付穴へ近づくほど広がっている

請求項 2 記載の電子機器。

【請求項 8】

前記座金は、弾性部分を有しており、

前記対向面は、前記結合部材の締め付け方向において前記弾性部分と重なり合う位置に設けられている

請求項 7 記載の電子機器。

【請求項 9】

前記基板は、前記結合部材が挿通される孔を有する

請求項 1 記載の電子機器。

【請求項 10】

前記導体は、前記結合部材が挿通される開口を、前記基板の前記孔と対応する位置に有する

請求項 9 記載の電子機器。

【請求項 11】

前記結合部材は、前記筐体の内部に収容され、

前記第 1 部材および前記第 2 部材のうちの少なくとも一方は、前記結合部材と対応する位置に貫通孔を有している

請求項 1 記載の電子機器。

【請求項 12】

前記回路は、半導体集積回路を含む

請求項 1 記載の電子機器。